

新潟県救急搬送・受入協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第5号

新潟県救急搬送・受入協議会規則の一部を改正する規則

新潟県救急搬送・受入協議会規則（平成21年新潟県規則第60号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(組織) 第2条 協議会は、委員 <u>38人</u> 以内で組織する。 2 (略)	(組織) 第2条 協議会は、委員 <u>36人</u> 以内で組織する。 2 (略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。